

ILO 勧告第 127 号見直し討議(第一次議)・

抄訳 (3) 出典 Provisional Record 18:Fifth item on the agenda
 “Report of the Committee on the Promotion of Cooperatives”

島村 博 (協同総合研究所)

訳出にあたって

ここに提出する表記の暫定議事録は、「協同組合」勧告第 127 号の見直しのために 2001 年度に招集された ILC (国際労働会議) 第 89 回における論議を議事当事者より選出された委員会がリアル・タイムで整理したものである。訳者は確定議事録が公表されるという前提で今日まで提出を差し控えてきた。

しかし、当該議事録が近い将来において編集されることは望めない。また、「勧告ノート(1)」をすでに提示していることでもあり、自学自習用に作成しておいたものであるが、ILO 新勧告自体の意味と各条項の意義を把握する一資料として御高覧いただくべく拙訳を公開することとした。

全 4 回 (1)2004 年 9 月号 (No. 146) 掲載済 (2)2004 年 11 月号 (No. 148) 掲載済
 (3)2005 年 1 月号 (No. 150) 今号掲載分 (4)2005 年 2 月号 (No. 151) 予定

ポイント 8

「結論案・甲」

8. 本文で、**他の(1)形態の企業及び団体と同様に**、disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)のニーズに協同組合が応答することを可能にする(2)措置の適用を奨励することとする。

- (1) 仏語版では、この箇所に toutes「すべての」という形容詞が付加されている。
- (2) 英語版で enabling cooperatives to respond、仏語版で permettant aux cooperatives de répondre とある。

D.43

154. アルゼンチン政府側委員、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン、ウルグアイ政府側委員により提出された修正案を提案。ポイント 8 を全体として、

disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)のために協同組合が帯びる重要性をとりわけ強調する仕方で作直す、というもの。

使用者側副議長、使用者側も一連の修正案を提出しているとし、当該の修正案には不同意と。

労働者側副議長、当該の修正案は本質的な改善であり、その他の修正要求を不必要にする優れたテキストであるとみなすと。

155. フィンランド、英国、アメリカ合衆国の各政府側委員は現行テキストに賛成だと。disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)への特別の言及を付け加えることを懸念すると。その他の、例えば、非協同組合形態を構成するグループを排除しかねないからだ。

アルゼンチン政府側委員は、回答として、当該の修正案は協同組合の特殊な性格及

び協同組合が社会的包摂を促進する上で果たすことができる重要性を承認するものであると、説明した。彼は、しかし、協同組合及び協同組合の活動がdisadvantaged groupsに限定されるべきでないことは明らかだという点には同意と。

ケニア政府側委員、当該修正案を支持し、かつ、disadvantaged groupsの前にある“in particular”「特に」なる文言を“including”「含む」に取り替える派生修正案を提出。彼女は、こうすることがいくつかの政府側委員が表明した懸念を幾分か和らげる(*)ものとなればと。

(*) 英語版で go some way in meeting the concern、仏語版で contribuera à apaiser le craintes「恐れ・心配を和らげることに預かる」とある。

156. キプロス、イタリア、南アフリカ、スペイン政府側委員、修正案及び派生修正案を支持と。**労働者側副議長**、修正案は規制的なものでなければ(*)排他的でもなく、まさしく特別な措置の適用を奨励するものであると。

(*) 英語版で neither prescriptive、仏語版で ni contraignant とある。

157. 派生修正案の正確な措辞に関わる幾分かの明白性の欠如により**使用者側副議長**は“inspired by solidarity”「連帯の精神を鼓吹する」なる文言を削除する派生修正案を提案した。他のタイプのビジネス組織も連帯の精神を鼓吹するからであると。

158. 労働者側副議長、“inspired by

solidarity”は、かかる措置を排他的に協同組合に限定づけることをせずに特別な措置の必要性が何処にあるのかをまさしく示すものだと。結論案は協同組合に関わるものであるので、連帯の精神を鼓吹する他の企業形態に言及することはふさわしくはなからうと。**スペイン政府側委員**は、この点に同意した。

159. メキシコ政府側委員、当該修正案のスペイン語版を“capaciten”「資格を付与する」なる文言を“permitan”「可能にする」又は“faculten”「許可する」に置き換えることにより改善する必要を指摘。

使用者側副議長、“like any other form of enterprise and organization”「他の形態の企業及び団体と同様に」なる文言を再び導入する派生修正案を提出。

160. 労働者側副議長、協同組合は連帯すなわち協同組合の価値の一つ、この精神を鼓吹するものであると説明。この修正案の魅力はこの原則を際立たせる(*)というところにあると。彼は、本文は協同組合を扱うものであるが、それは特別な措置が排他的に協同組合に関わるということを含意するものではないと繰り返した。

(*) 英語版で made this principle stand out「この原則を際立たせる」、仏語版で mettre ce principe en exergue「引き合いに出す」、「引用する」とあり、いささか弱い表現となっている。

161. フランス、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、モザンビーク、南アフリカ、スウェーデン、トリニダードトバゴの各政

府側委員は、皆、ケニア政府側委員より派生提案された修正案を支持。

162. 議長は、政府側委員の大半が当該修正案に賛同しているように見えると述べ、挙手による表決を求めた。修正案に反対した政府側委員はゼロであるが、4カ国の政府側委員が棄権した。結果を確認しつつ使用者側副議長はしぶしぶ承認をした。

163. ケニア政府側委員より派生提案された修正案が採択された。

164. ポイント8は、修正案が採択された。

【結論案・乙】

8. 本文で、**連帯の精神を鼓吹する企業及び団体として**(*)、disadvantaged groups (社会的に不利な立場にある人々)の**社会統合を目的として**、彼らのニーズを含め、**社会のニーズに協同組合が応答することを可能にする措置の適用を奨励することとする。**

(*)英語版でas、仏語版でen tant queとあり、前者のasが副詞ではなく前置詞であることが確認できる。つまり、asを「のように」と副詞として解釈すると所謂社会的企業まで含む規定となり、使用者側が言う協同組合勧告の趣旨を越えることになる。

D.45

165. 労働者側副議長

ポイント8の後に新しいポイントを挿入し“autonomy”「自治」を定義し、協同組合の文脈におけるその重要性を彫琢する、という修正案を提案。

勧告第127号では協同組合の自治は2箇所而言及されているが、経験の示す所では、多くのケースにおいて協同組合の自治は重大な侵害を蒙っている。自治の問題は一般討議の間、3者の側から提起され、協同組合を公的セクタの事業から区別することになるとして、協同組合は社会的セクタの経済の一部であると明白にする派生修正案を提出した。

166. 労働者側副議長

何故に「自治」の文言が特別扱いに値するのか解しかねると。他の使用者側委員は、当該の修正案は何の実体を附加しないし、結論案には協同組合のマネジメントに干渉を招きかねない余りに多くのエレメントが含まれていると。また、協同組合はもっぱら社会的セクタの経済の一部であると述べるのが適切であるのか、と疑念を呈した。

167. 労働者側副議長

自治という論点はこの協議の過程で格別の注意を引きつけてきたし、また、ILO事務局のアンケートに対する回答においてたびたび触れられた論点である。それ故に特別に注目に値するのだ。それにもかかわらず、彼は、当該のテキストを改善する派生修正案のための提案を歓迎すると。

168. **コンゴ政府側委員**、派生修正案として提出された修正案を支持。懸念に理解を示しつつ、**アメリカ合衆国政府側委員**、修正案に反対であると。当該の原則は定義で既にカバーされているし、ポイント9で再び取り上げられるからと。

169. **スリナム政府側委員**、最初の2つのセンテンスを1のセンテンスに統合し、

“therefore” 「故に」なる文言を “the state should not interfere” 「国は干渉を行なうべきではない」という文言の前に挿入する派生修正案を提案しつつ、当該修正案を支持。

170. ICA 代表、自治および善良な統治 (good governance) という論点の重要性を強調したが、多くの協同組合は、みずからを社会的セクタまたは社会的経済の一部とはみなしてはいないと委員会に報告した。

171. 使用者側副議長、修正案は不必要としアメリカ合衆国政府側委員の見解を支持した。それは、どこか他で言及済みであるし、この先でまた論議できようからと。

172. アルゼンチン政府側委員、原則的に修正案に賛同するが、当該の経済において他のアクターにより果たされる役割及びそれらのアクター間の関係も言及されるべきであると。スワジランド政府側委員、他のセクタも協同組合に影響を及ぼしうるとする別の派生修正案を提案しつつ、修正案に賛成。

173. トリニダードトバゴ政府側委員、自治の原則は重要であるという点に同意するが、より微妙なアプローチが必要ではないのかと。

カナダ政府側委員、当該の論点はテキストの他の箇所では取り上げるほうが適切ではないか、と。加えて、多くの国々では協同組合は社会的セクタというよりは私的セクタの一部である。それ故に、当該修正案は結論案をそういった国々にとっては無意味なものにしかねない危険を冒すものだ。

174. ギリシャ政府側委員、修正案の背

景にある意図は善ではあるにしても、修正案のテキストは余りに詳しすぎると。**ガーナ政府側委員、この論点を先で扱うことが当を得ているということに同意と。**

175. メキシコ政府側委員、論点の重要性は認めるが、協同組合を社会的セクタに局限することは遺憾なことであり、この論点が次のポイントで扱われるべきであるというガーナ政府側委員に同意と。

使用者側副議長、この論点をポイント 9 において考慮するというコンセンサスが浮上しつつあると。

176. 労働者側副議長、自治への言及をポイント 9 に含めるコンセンサスが登場しつつあるという点に同意と。そして、それ故に、修正案を取り下げる。

(【結論案・甲】では、この箇所に「政府、使用者及び労働者の団体並びに協同組合組織の役割、ならびに、これらのもの間での関係」というタイトルが置かれている)

ポイント 9

【結論案・甲】

9. 加盟者は、協同組合を規制する政府の役割を以下を目的として(1) 限定することとする。

(a) **ポイント 7 において掲げられた協同組合原則を根拠とする政策及び法的枠組の整備**

(b) **協同組合に迅速かつ簡素な手続で登記を為さしめる制度的枠組の整備**

(c) **協同組合の組合員のニーズに対応して上下関係で組織される(2) 協同組合構造を促進する政策及び法的枠組の整備**

(d) **他の形態の企業に適用される措置と同等の措置を(3)協同組合の検査(4)のために採用すること。**

(1) 英語版で as follows「以下の様に」、仏語版で visant「(以下を)目的とする」とある。前者は例示的列挙の語法で、後者は制限的列挙のそれを採用している。フランス語版を選択しなければならない理由は、ローマ以来の法的 axiom(公準)を前提とするからである。すなわち、「権力は明文で許されたことのみを行うことができる」のに対して「市民は法律で明示的に禁止されていないすべてを行うことができる」という公準に照らすと、国家の権力的・規制的役割を例示的列挙によりその類推的・拡張的適用の余地を残してはならない(これは、近代法において、例えば、罪刑法定主義といった国家の刑罰権を規制する原理として特殊化されている)。明確に限定してかかることこそ正しいありかたである。よって、仏語版を採用する。この筋で、逆に、「市民」に関わる場合として、上に書いた 140【結論案・乙】ポイント6の注(2)においては制限的列挙による表現は本来的に不適當であり、市民的発意を最大限に発揮させる見地から例示的列挙とすることが当然である。

(2) 英語版で vertical、仏語版で verticale。共に同じ義となる。

(3) 英語版で mesures...on equal terms to those applied「に適用される当該の措置に同じ条件で」、仏語版で mesures équivalent à celles qui s'appliquent

「に適用される措置に匹敵する措置」とあり、前者では検査措置の適用の諸条件を問題とし、後者では適用措置そのものの同等性を示し、内容が相異している。この件では「措置」そのものを問題としていることから、仏語版の文意で訳出した。ただし、論議はこの条件の特定に焦点が据えられたように(参照 180)、「結論案・乙」において見られるようにそれは3つの側面から絞り上げられている。

(4) 英語版で oversight、仏語版で surveillance とあり、本来監視のニュアンスがある言葉である。しかし、careful watch kept on sb suspected of doing wrong(容疑者を細心に監視しつづける)という意義を有する「監視」は、協同組合が要監視団体とされるものではないので、ここに該当する訳語たりえない。「監督」という訳語もあろう。それは権力機関による「行為の合法性及び合目的性を保障する作用」という意義である。協同組合の自治とのコンテキストに配慮すると、権力作用としての「監督」の訳語を当てることも適切ではない。être attentive à ce l'on fait(人の為すことに気を配る)という脈絡で「検査」の訳語をあてる。

D.115, D.142, D.143, D.146, D, 147, D, 148, D, 149, D.150, D.156

177. カナダ政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、アメリカ合衆国政府側委員

はこのポイントに関して7つの修正案を提出していると説明し、一括で論議したらどうかと提案。これらの修正案の提出を受けて引き続いて協議が行なわれ、かつ、一連の派生修正案を提案する紙片が非公式に流布される。これらの派生修正案はノルウェーを除外して同じ政府側委員の支持を受けた。

ギリシャ及びアイルランド政府側委員からも支持を受けた。

178. 労働者側副議長、7つの修正案は、労働者側委員より提出された類似の修正案及びアルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、スペイン政府側委員より提出された類似の修正案と一括して論議されることを提案。使用者側副議長、すべての修正案を一括して論じることが理にかなうと言う点に同意。

179. 労働者側副議長

労働者側から提出された修正案を提出しつつ、協同組合の自治、協同組合の価値、簡素かつ効率的な登記手続の必要性、適切な協同組合の構造及び検査 (1)手続を反映する言及を追加する派生修正案の提案を行った。当該の修正案は、雇用やコミュニティの開発といった公益追求する(2)ことができる協同組合の示差的な性質を明白にする必要性を反映するものである。公益を促進する企業は公的なサポートを受けるに値する(3)。彼が一般討議の間に説明をしているように、こういうことは自治の原則とは抵触しない。加えて、平等処遇という論点は、ここの文脈では重要ではない。なぜならば、それは、平等のプレーヤーにのみ適用されうるからであると。

(1) 前掲(4)を参照のこと。

(2) 英語版で to pursue public goods,

such as employment and community development、仏語版で œuvrent pour le bien public, par exemple en matière d'emploi et de développement communautaires 「例えば、雇用及びコミュニティの開発に関して公益のために活動する」とある。

(3) 英語版で enterprises which promoted public goods deserved public support 「公益を促進する企業は公共のサポートを受けるに値する」、仏語版で les entreprises qui travaillent pour le bien de la collectivité méritent un soutien des pouvoirs public. 「(公共団体という意味で) 共同体の利益のために事業を行う企業は公的権力からの支援を受けるに値する」とある。

180. 同

ILO 事務局の質問状への回答が示していることは、協同組合への政府サポートが広範に承認されていることである。提案されている結論は、政府の規制を考慮しているにすぎない。彼は陳述を終えるに当たり、修正提案はシンプルで、国家や、使用者側、労働者側の組織、協同組合組織といったその他の組織により果たされる役割に関わって対照性を目指すものである、と述べた。当該の修正案は、協同組合に関する政府のアクションには2つあるということを示している。第1は、協同組合の適切な民主的機能を保証する上で必要な規制と検査に関わる。第2は、国ごとに相違しうるが、協同組合への公的サポートに関わるものである、と。

181. アルゼンチン政府側委員、アルゼ

ンチン、ブラジル、コスタリカ、スペインの各政府側委員により提案された修正案を提出しつつ、相似的な見解が提案されているので、時間を節約するために、起案者たちはポイント9のテキストに関し見解を一致させるべきであると提案した。

182. 使用者側副議長 労働者側の修正案は錯雑としているし、その内容の大半はカナダ政府側委員により提出された修正案に含まれている。故に、非公式に流布された派生修正案としての修正案のテキストを支持すると。しかし、協同組合の構造について触れた項を削除する派生修正案を提案した。

183. 労働者側副議長

彼は、種々の修正案はかなりの程度オーバーラップしており、委員会の前に2つの見解が提示されていると。その1は、共通の理解に到達する上で種々の修正案の起案者間で長い論議を必要とするというもの。その2は、種々の修正案の支持者たちが見直しテキストに共に合意するというものである。事後の論議の間に一連の政府側委員及び使用者側委員たちはカナダ政府側委員より提出された修正案を支持するとし、かつ、委員会は、各修正案の起案者たちの間で合意が図られるように暫し議事を停止することに同意した。

184. カナダ政府側委員、論議を再開するに当たり、労働者側副議長及びアルゼンチン政府側委員より提出された修正案の支持者たちとの間で合意を反映する一連の追加的派生修正案を提案した。労働者側副議長、提案されたばかりのこの修正案を支持。トリニダードトバゴ政府側委員、協同組合の価値への言及を省略した点について問いたず。フ

ランス語圏、スペイン語圏の政府側委員から、いくつかの翻訳の難点が発言されが、解決を起草委員会に委ねる旨、同意された。

185. カナダ政府側委員により派生修正案として提出された修正案が採択。

186. ポイント9は、修正案が採択

【結論案・乙】

9. 協同組合に対する加盟国の役割は、協同組合の本性及び機能に合致し、かつ、ポイント6で掲げられた協同組合の価値及び原則に導かれる支援政策及び法的枠組を提供するものであるべく、その目的は以下である。

- (a) 協同組合にできる限り迅速、簡素かつ実効的に登記を為さしめる(1)制度的枠組の整備
- (b) 協同組合の本性及び機能にふさわしい、自治を尊重する、かつ、他の形態の企業及び社会団体に与えられているものと遜色のない有利な条件(2)で、協同組合検査のための行政的措置を採用することを規定すること
- (c) 協同組合の組合員のニーズに対応した協同組合構造を促進する政策及び法的枠組の整備
- (d) 協同組合が果たすべき重要な役割を有し、又は他の者によったのでは提供されないサービスを提供する領域・分野(3)を含め協同組合開発の奨励

(1)英語版にあるwith the purpose of「という目的で」なる文言は仏語版にはない。

(2) 協同組合検査のための措置整備は、1)

協同組合の本性及び機能にふさわしく、2)協同組合自治を尊重するものであり、3)他の形態に与えられている有利さと比べて遜色のないものであること、という3つの側面からその条件が設定されるべきであるということが重要である。

- (3) 英語版で areas、仏語版で des domaines とあり、どちらも、地理的な領域及び分野の意を同時に有する。特定する形容詞がないので双方の意味を含むものと解釈する。

ポイント 10

【結論案・甲】「結論案・甲」ポイント 10 の内容は「結論案・乙」ポイント 17 と比較対照されるもの。

10. 使用者団体は以下を奨励されるべきこととする。

- (a) 当該団体に加入を望む協同組合に会員資格を拡大し、かつ、以下の如き適切な支援サービスを提供すること。
- (i) 協同組合及び、その他の企業形態との間での経験交流及び取引関係の整備
 - (ii) 協同組合向けの、かつ、生産性、製品及びサービスの質並びに市場により供せられる機会の利用の改善を目的とするプログラムの整備、及び、
 - (iii) 協同組合に関わる労働市場及び社会的諸問題(*)の研究への参加
- (b) その会員の被傭者が消費者協同組合、貯蓄協同組合、信用協同組合及び住宅協同組合を設立できるよう支援すること
- (c) インフォーマル・セクタを含め協同組合促進のためのその他の活動の遂行

(*) 英語版で social and labour market issues「社会的及び労働市場諸問題」となり、「社会的諸問題」及び「労働市場の諸問題」と読むには少々難がある。仏語版で du marché du travail et des questions sociales「労働市場及び社会的諸問題」とあり、この表現が問題ではないのでこれを採用する。

187. 議長は、議事再開の前に (before giving the floor to members of the Committee)、このポイントの最後の項並びにポイント 11 及び同 12 は提案されている行為リストの不十分性を示していると説明した。彼は、これらのポイントをめぐって提出されている修正案のいくつかがこの点を考慮してはいないのでとの危惧を表明し、かつ、修正案を提出している委員に再考する余地があるのではないかと促した。

D, 65, D. 116

188. 使用者側副議長、より簡潔なテキストに全文を差し換える修正案を提案。修正案の目的は、協同組合が使用者団体の会員となることができ、かつ、すべての会員が使用者団体のサービスを平等に利用すべき原則を明確にすることだ、と。

189. 労働者側副議長

使用者側からちょうど今提出された修正案と類似している感じがするとしながらも、企業閉鎖が提案される場合において 人員削減を回避する(*) ために使用者団体が協同組合を促進するありうべき役割についての言及を追加するものだ、と。彼は、予期される使用者側の懸念を考慮に入れて、“to the extent

possible”「可能な範囲で」、という文言を追加する派生修正案を提案。

(*)英語版で to avoid retrenchment「コストの削減を回避するために」、仏語版で d'éviter les compression d'effectifs「人員削減を回避するために」とある。前者において使用された“retrenchment”は通例は make economies or reduce expences(節約する、費用を削減する), reduce the amount of money spent(支払い総額費用を削る)という意義であり、ここの文脈とはなじまない表現である。よって仏語版の表記法を採用する。

190. 使用者側副議長

労働者側より提出された修正案の意味の明確化を求め、かつ、当該の提案を残念なことであるとした。

労働者側副議長、当該修正案の意図は、企業閉鎖に対するありうべき選択肢として協同組合を促進することにある、と。例として、従業員による企業の買い戻し(*)を挙げた。しかし、ポイント10は使用者他団体を焦点とするので、使用者側の共感を得られないようであれば協同の精神で修正案を撤回する用意が在る、と。

(*)英語版で company buyout「企業の買い取り」、仏語版で rachats d'entreprises par l'personnel「従業員による企業の買い戻し」とある。破産債権者ともなりうる従業員に企業の閉鎖に際して企業買い取りの優先性が与えられるとする社会政策的見地は正当であり、rachats「買い戻し」とする

ことの方が適切である。

191. 使用者側委員、労働者側副議長の説明を評価したが、労働者側の修正案は使用者団体の委任とは相容れないと。**労働者側副議長**、提案を正式に取り下げる。

192. 使用者側委員が提出した修正案が可決され、**ポイント10**が採択される。

【結論案・乙】【結論案・乙】ポイント10は、【結論案・甲】ポイント13と比較対照すべきもの)

10.

(1) 加盟国は、**ポイント6**で述べられた協同組合の価値及び原則に導かれる協同組合の促進を一国的及び国際的な経済的及び社会的発展の課題の一つとみなすべきである。

(2) 加盟国は、協同組合を他の形態の企業及び社会団体に与えられているものと遜色のない有利な条件で処遇することとする。支援措置は、必要なときに、雇用創出又は社会的に不利な立場にある人々若しくは地域(regions)を利する事業(activities)の開発といった一定の社会的及び公共政策的効果を満足させる(*)協同組合の事業を考慮して、これを導入することとする。かかる措置は、何よりもまず、かつ、可能な限り、税制優遇、貸付、補助金、公共事業計画への参入及び特別調達規定を含むことができる。

(3) 加盟国は、協同組合運動のすべての水準で女性の参加を高めるために格別の注意をそそぐこととする。

(*)英語版で meet specific social and public outcome「一定の社会的及び公共政策的効果を満足させる」、仏語版で concernent certains objectifs des politiques sociales et publiques「社会的及び公共的政策のある種の課題に関連する」。仏語版は抑えた表現となっている。

ポイント 11

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 11 は【結論案・乙】ポイント 18 と比較対照すべきもの)

11. 労働者団体は以下を奨励されるべきこととする。

- (a) その構成員が基本的消費財、貸付、住宅及び社会サービスの利用を促進する特定の目的で協同組合を設立することを助言し、
- (b) マイクロ企業の競争力を改善し、かつ、社会サービスを組織化するために、インフォーマル・セクタにおいて協同組合の設立を促進し、
- (c) 全国的及び地方的水準で、協同組合に影響を及ぼす経済的及び社会的諸問題(*)を取り扱う委員会及び作業グループに参加し、
- (d) 例えば、私的及び公的セクタにおける企業転換の場合において雇用の創出又は維持という見地から新規に協同組合を設立することに参加し、
- (e) 生産性及び機会の均等の改善を目的とする協同組合向けプログラムに参加し、
- (f) 協同組合促進のためのその他の活動を実施すること。

(*) 仏語版では de sujets d'ordre économique et social「経済的及び社会

的次元のテーマ」とある。

D.88, D.89, D.91, D.92, D.119, D.120

193. 労働者側副議長

このポイントに関する一連の類似の修正案が労働側及び政府側委員より提出されていることを指摘し、他の修正案についてその大半の内容を考慮に入れてポイント 11 を再定式化するために、一連の修正案の提出に関わり、かつ、計画した政府側委員達と協議をしたと。

使用者側副議長、再定式化は良い着想であると同意。アルゼンチン政府側委員、種々の修正案を併合審議することに異論はないとしながらも、労働における健康及び安全という論点が見直しテキストに含められるよう表明した。

194. 労働者側副議長、見直しテキストをアンサンプルで編集した派生修正案を提出。アルゼンチン政府側委員から提案された、労働における健康、安全にかかわる論点は、協同組合の促進のための政策枠組に関するこの先で論議することが適している、と。アルゼンチン政府側委員、同意と。

195. 使用者側副議長

ポイント 11 は、労働者側の項に落ち着くことを承認するが使用者側は第 1 項に関し提案された新しいテキストの明確化を求めたと記録することを要求する、と。協同組合の組合員と協同組合の被庸者との区別がなされてはいないからである、と。後者は、当然のことながら、労働者団体に加入することができるが、協同組合の組合員がかかる団体に加入できるか否かは、当の国の水準において関係する法的仕組に依存すると。

196. 労働者側副議長

使用者側が提案された派生修正案を原則的に受け入れている旨を評価し、協同組合の組合員と被庸者は多様な役割を有し得る、と説明。被庸者でしかない者がおり、その者は、当然、労働者団体に加入することができる。たとえば、消費者協同組合のケースで、被庸者ではない協同組合員がいる。かかる人々は労働者団体に加入する資格がない。それから、協同組合の被庸者でもある協同組合員がいる。かかる人々は労働者団体にしばしば加入しているし、労働者団体に加入する完全な権利が与えられてしかるべきである。彼が指摘するところでは、かかる複合的な(multiple)法的関係は協同組合に特異というわけではなく、見方によれば、投票により自身の管理者を選択する公務員にも、株主となっている当の会社から生産物を購入する株主にも適用される、と。この複合的な役割は、異なる法的義務と権利とを伴うものではあるが、一方が他方に優越するわけではない。それ故に、協同組合の被庸者でもある協同組合員が労働者団体に加入できるかどうかは、各々の労働者団体の規約(*)に基本的に依存する、と。

(*) 英語版で constitution、仏語版で statuts。「定款」、「規約」という類。

197. 使用者側委員

当該の労働者団体の規約はまことにもって重要な契機であるが、国内の立法も同様である。この論点に関する労働者側と使用者側との立場は非和解放的なものではない。**労働者側副議長**、前のポイントにおいて国内立法の重要性について提起していないので、その

重要性に関する論議に入るには及ばないと態度表明しつつ、使用者側の原則的な理解を評価。しかし、労働側は国内立法に言及するどのような限定も支持することはないと。提案されているテキストは明白なものである。**使用者側副議長**、派生修正案として提出されている修正案の採択を提案。

198. **スリナム政府側委員**、労働者側が“facilitate access to information technology by cooperatives”「協同組合による情報テクノロジーの利用を促進する」言及を追加することを提案。しかし、この提案は取り上げられず。**南アフリカ及びトリニダードトバゴ政府側委員**、労働者側から提出された新しいテキストを支持。

199. 労働者側から派生修正案として提出された別の修正案が、採択された。

200. **ポイント 11** は修正案が採択された。**【結論案・乙】**(【結論案・乙】ポイント 11 は【結論案・甲】ポイント 14 と比較対照すべきもの)

11.

(1)加盟国の政策は、^{なかなずく}就中、

- (a) ILOの中核的労働基準及び、労働における基本的原則及び権利に関する宣言を協同組合において全ての労働者のためにどのような差別も伴わずに促進し、かつ、協同組合が労働法の遵守を回避する目的で設立され、又は回避を指向させられ、又は雇用関係の不在を偽装をする(1)ために役立てられないことがないよう保障し、
- (b) 協同組合及びその労働における両性の平等を促進し、
- (c) 組合員、労働者及び経営者の技術的及び

職業的スキル、起業家的及び経営者の諸能力、事業的潜在力の知識、経済的及び社会的政策に関する総合的能力(2)を陶冶し、かつ、情報及びコミュニケーション・テクノロジーの利用を改善し、

- (d) 協同組合の原則及び実務の教育、及び、国の教育及び訓練システムの適切な全ての水準並びに社会全体における(3)当該の内容を素材とする訓練を促進し、
- (e) 就労の場における安全及び健康に関し、及び、協同組合の生産性の水準並びに協同組合が生産する財貨及びサービスの質を改善するための訓練その他の支援諸形態を定める措置の採用を促進し、
- (f) 協同組合向け信用の利用(4)を容易にし、
- (g) 市場への協同組合の参入を容易にし、
- (h) 協同組合に関する情報の普及を促進し、
- (i) 開発政策の策定及び実施の見地から協同組合に関する国内統計の整備に努めることとする。

(2) かかる政策により

- (a) 地域的及び地方的水準に、必要なときには(5)協同組合に関する政策及び規制の策定及び実施を分権化し、
- (b) 登記、会計検査、社会監査(6)、免許の取得といった分野で協同組合に関する法的義務を定義し、
- (c) 協同組合における団体統治(7)に関わる最良の^{ベスト}実践^{プラクティス}を促進することとする。

(1) 英語版で to implement disguised employment relationship、仏語版で établir des relations de travail déguisées とあり、文意は同一。しかし、「偽装された雇用関係を実現する / 仏文では、打ち固める」と直訳したのでは意味が不明となる。「雇用関係が恰

も無いが如くに装い策する」の意である。また、この問題を提起したアルゼンチン政府側委員の発言(参照 120.)の趣旨は、経営者が労働コストの削減をはかるために労働法の適用される雇用関係の成立を回避するべく「労働者協同組合」という形態を意図的に選択する忌まわしい状況がある、ということであったことを想起すれば「偽装された雇用関係」と訳したのでは、ニュアンスとして雇用関係がないにもかかわらず在るかのように装うということとなり、結果としてそこで働く労働者に労働法の保護が及ぶことになる。これでは、この規定を置く意味がなくなる。働く者の権利保護がここでの主題であるからだ。こういった理由で、「2002年協同組合勧告分析ノート(2)」『協同の発見』第124号、p.42で紹介した「採択本文 パラグラフ8.(1)(b)中の「偽装的雇用関係を設定する」という訳語を「雇用関係の不在を偽装する」に改めることにする。

(2) 英語版で general economic and social policy skill「総合的な経済的及び社会的政策スキル」、仏語版で les compétences générales en matière de politique économique et sociale「経済的及び社会的政策に関する総合的な判断・決断の能力」とある。skill「手腕」、「技能」というよりか、les compétences「判断・決断の能力」という方が内容を把握しやすいはずである。

(3) 英語版で in the wider society「より広い社会において」、仏語版で dans l'ensemble de la so ble de la so とあ

り、前者では比較の形容詞の意味する広袤こうぼうが漠として捉え難い。

- (4) 英語版で access to credit for cooperati-*es* 「協同組合向けの信用の利用」、仏語版で l'accès des cooperatives au crédit 「協同組合による信用の利用」とある。双方共に「協同組合への与信」としても文意は変わらないが、とりあえず上の様に訳しておく。
- (5) 英語版で where appropriate 「ふさわしいときは」、仏語版で s'il y a lieu 「その必要があれば」。共に、適否の裁量の働く余地を示す言葉である。採取した訳語は、ここでは、好みの問題に止まる。
- (6) 英語版で financial and social audit 「会計監査及び社会監査」、仏語版で verification des comptes, les audits sociaux 「会計報告の検査、社会的監査」。

ポイント12

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント12は【結論案・乙】ポイント19と比較対照すべきもの)

12. 協同組合諸組織、特に、連合会及び協会

- (1)は、以下のことを奨励されることとする。
- a. 協同組合の発展にとっての好意的な環境を創造する見地から使用者及び労働者の団体、関係する政府及び非政府の諸機関との積極的な連携を確立し、
- b. 実行可能であるときは、経営の助言、人材開発及び会計報告の外部監査(2)を含め、それ自身の技術的支援サービスの資金を調達し、かつ、管理し、

- c. 加入している協同組合に対し取引上及び金融上のサービスを供し、
- d. 国際的水準で一国の協同組合運動を代表し、かつ、
- e. インフォーマル・セクタにおけるものも含め協同組合の促進のためのその他の活動を遂行する。

(1) 英語版で unions and federations、
仏語版で les unions et federations.

(2) 英語版で external audit 「外部監査」、
仏語版では de verifications extérieures des comptes と特定されている。

D.94

201. 使用者側及び労働者側の副議長による支持を受けて**メキシコ政府側委員**、第1項中の“partnership” 「協力、共同、提携又は共同事業」なる文言を“relationship” 「親密な関係」で置き換える修正案を提案。“relationship”は、協同組合が当然にも自治的であるという事実をよりうまく反映すると。

使用者側及び労働側の副議長、当該修正案を支持、次いでそれが採択される。

D.81,

202. 使用者側副議長により支持されインド政府側委員により提出された修正案、委員会で取り上げられず。

D.125

203. **労働者側副議長**、協同組合は協同組合支援サービスに必ずしも十分に資金提供しているわけではないという事実を反映するために第2項を変更する修正案を提案。最初に

提案されたテキスト(結論案のテキストの意)は協同組合に対する外からの支援、すなわち、既に委員会で論議された論点を予期していないものであると。修正案で提案されているテキストは、他の支援形態が排除されないということを保証しようとするものだ。**使用者側副議長**、当該修正案に同意。

204. 修正案が採択される。

D.62, D.66, D.67

205. **使用者側副議長**、ポイント12の第2、第3、第5にそれぞれ関係する修正案を取り下げる。

D.95

206. **トリニダードトバゴ政府側委員、バハマ、バルバドス、トリニダードトバゴの各政府側委員**により提出された修正案を提案。第3項中の“furnish”「供給する・備える」なる文言を“provide”「提供する・供給する」で置き換えるというもの。**使用者側及び労働者側の副議長**、当該の修正案を支持し、その後に採択される。

D.126

207. **労働者側副議長**、労働者側は後ほどインフォーマル・セクタについてもっと完全に扱う意図を有するので第5項からインフォーマル・セクタへの言及を削除する修正案を提案。**使用者側副議長**、当該の修正案を支持し、その後に採択される。

208. **労働者側副議長**、上の採択の結果としてもはや意味をなさなくなった修正案を取り下げる。

209. 同様に、**フランス政府側委員、カナダ、フランス、イタリア、アメリカ合衆国**の各政府委員により提出された修正案を取り下げる。意味をなさなくなったからである。

D.109

210. **カナダ政府側委員、カナダ、ニュージーランド、トルコ、英国**により提出された修正案を提案。“facilitate networking among cooperatives”「協同組合相互の間で提携協力関係の構築を促進する」と読み替える(*)新しい項を追加するというもの。彼は、協同組合間の国際的な提携協力関係の構築はとても役立ち、かつ、協同組合は相互に多くのことを学び合えると説明をした。**使用者側副議長**はこの着想に異論を唱えず、事実支持したが、ポイント7で既に十分に保障されているのではないかと。

カナダ政府側委員、それで、修正案を取り下げる。

(*) 英語版で read、仏語版で se lisant comme 「の如く読まれる」。

D.128, D.129, D.130

211. **労働者側副議長**、新しい項を提案する修正案を取り下げる。言及されるべき当該の論点はテキストの別の箇所であられるのがよりふさわしいからであると。

D.131

212. **労働者側副議長**、協同組合及び協同組合組織における訓練の重要性を反映し、かつ、ヒューマン・リソース開発を奨励する新しい項を付け加える修正案を提案。**使用者側委員**、使用者側はヒューマン・リソース開発に異議を唱えないし、そのために給与総額の投資(1)にも反対するものではないが、こ

の論点は既にテキストの他の場所で触れられており、いずれにしても特別の数値を含め入れることはあまりに規制的である (2)と。

カナダ及びスリナム政府側委員、着想は支持するが、パーセンテージの水準を特定することはふさわしくはないのではないかと。

使用者側副議長、パーセンテージへの言及を削除する派生修正案を提案。これは労働者側副議長により受け入れられた。**コスタリカ政府側委員**、“employees”「被傭者」の前に“all”なる文言を挿入することが有用なのかどうかと、いぶかしんだが、この提案はとりあげられず。

(1) 英語版で payroll investment 「給与総額の投資」と読むにはハイフンが必要であろう。仏語版では l'investissement de la masse salariale 「給与相当の投資」とある。

(2) 英語版で inclusion of specific figure was too prescriptive 「特別の数値を含め入れることは、あまりに規制的である」、仏語版で la mention d'un chiffre dans l'alinéa rendait son libellé trop directif 「件の項で数値を挙げることはあまりに強圧的な物の言いようである」とある。

213. 派生修正案として提出された修正案が採択される。

D.105

214. 南アフリカ政府側委員により提出された新しい項を追加する修正案は支持されず、故に論議されず。

215. **ポイント12は、修正案が採択され**

る。

【結論案・乙】 参照、上掲207

12. 加盟国は、しばしば周縁的で、生存を維持するだけの活動であるもの(時に、「インフォーマル・エコノミー」として言及される)をメインストリームの経済生活(*)に完全に統合された法律上で保護される労働に変換する上での協同組合の重要な役割を促進することとする。

(*) 英語版で mainstream economic life 「メインストリームの経済生活」、仏語版では la vie économique 「経済生活」とあるにすぎない。

(【結論案・甲】では、ここに「政策枠組」というタイトルが置かれている)

ポイント13 [(2)は、【結論案・乙】ポイント10(2)と比較対照されるべきもの]

【結論案・甲】【結論案・甲】ポイント13は【結論案・乙】ポイント13と比較対照すべきもの。

13. (1) 加盟者は、前に**ポイント7**で掲げられた原則の根拠に基づく協同組合の促進を一国の経済的及び社会的発展の課題の一つとこれをみなすこととする。

(2) 加盟者は、他の形態の企業及び社会的諸団体に与えられるものと遜色のない有利な条件で(1)協同組合を処遇することとする。ただし、協同組合に加入した (2) disadvantaged groups(社会的に不利な立場にある人々)の出身の組合員のニーズに対し格別の配慮がなされてもよい(3)。

(1) 英語版で on terms no less favourable than those accorded to「に与えられ

たものと遜色のない有利な条件で」、仏語版では *des conditions au moins égales à celles dont bénéficient les autres formes d'entreprises ou...* 「他の形態の企業又は・・・が享受しているものと少なくとも対等な条件で」とある。

- (2) 英語版で *organized in cooperatives*、仏語版で *organisés en coopératives* とあり、同じ義。「協同組合に組織された」と訳したのでは何のことか不明となる。
- (3) 英語版で *special consideration may be given* 「格別の配慮がなされうる」、仏語版で *une attention particulière pourrait être portée* 「格別な配慮が注がれてもよい」。推量・不確定・可能性を言い添える助動詞がここでも使われている。

D.113

216. アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、アメリカ合衆国政府側委員より提出された修正案を提案。第1行目にある “*based*” 「に基づく」なる文言を “*guided by*” 「に従う・に導かれる」に取り替えるとするもの。

使用者側副議長、当該修正案を支持すると。**労働者側副議長**、当該修正案に異論を唱えないが、協同組合原則が、常に、提案されているガイダンスにとって根拠となる旨を保障するための釈明を求めた(*)。アメリカ合衆国政府側委員は、当該の修正案の目的はテキストの措辞をリファインするに過ぎないと説明しつつ、その点を請合った。

(*)英語版で *asked for clarification*、仏語版では *a demandé quelque*

éclaircissements 「一定の釈明を求めた」とある。

217. アルゼンチン政府側委員、双方の術語を使用する派生修正案を提案。論議中に一定数の政府側委員が最初の修正案に対する支持を表明したので、その後にアルゼンチン政府側委員は提案主旨を今一度明確にして修正案を取り下げた。

218. 使用者側及び労働者側の副議長は、アメリカ合衆国政府委員の提出した修正案を支持し、その後に採択される。

D.108

219. カナダ政府側委員、カナダ、トルコ、英国政府側委員により提出された修正案を提案。第1パラグラフ中の “*national*” なる文言の後に “*and international*” なる文言を挿入するというもの。**使用者側及び労働者側の副議長**、共に支持し、その後に採択される。

220. 使用者側副議長

第1パラグラフの末尾に “*only as appropriate to national circumstances*” 「国内の状況に照らして適当とされる場合に限って」なる文言を追加する修正案を提案。提案の目的は、発展途上国、市場経済への移行国、工業国家それぞれに異なるニーズを反映させるためであると。**労働者側副議長**、当該修正案に同意を与えず。結論案は勧告の採択に向けたものであり、そこでは批准される条約に関して予定されるが如き国際的な法的義務というものは存しないからだ。加えて、当該の修正案は、たった今採択された修正案に抵触するように思われると。彼は、委員会

をして、協同組合が全ての国で有用な役割を演じ、かつ、協同組合原則は世界的なものであるので、このタイプの詳述は不要であると。

221. フランス、イタリア、フィリピン政府側委員、労働者側副議長に同意。使用者側副議長、それで修正案を取り下げる。

D.132

222. 労働者側副議長、第2パラグラフを、景気変動に晒されやすい(vulnerable)、周縁化され社会的に不利益を蒙っている人々のグループに向けられる」雇用促進、農村の開発及び活動への言及を内容とする新しいテキストで置き換える修正案を提案。彼は、当該の修正案は“...where appropriate”「適切である場合に」限って支援措置を奨励するものであると強調した。

223. 使用者側委員、ILO事務局のテキストに賛同すると。理解しやすいし、より簡潔であるからだ。労働者側委員により提案された修正案は混乱を招きかねず、また、いずれにしても余すところのないものではない。リストには農村の刷新、土地の再生利用といった他の課題も含めることができるのでは。彼は、委員会をして、前に採択された定義に従えば協同組合はあらゆるタイプの目的を持ち得ることを想起せしめた。

224. フランス政府側委員

原則的には修正案に異を唱えるものではないが、ILO事務局により提案されたテキストの末尾に雇用及び農村の開発への言及を付け加える派生修正案を提案。労働者側副議長、使用者側委員の修正案には“such as”(と

いった)なる文言が含まれているし、拳証例はそれ故に余すところのないものではない。彼は、使用者側委員により述べられた拳証例を追加することには反対しないと。協同組合は必ずしも公共政策的効果を有するものではない(*)ということに同意すると。それが、正確には、where appropriate「必要なときには」なる文言が彼の修正案に含まれた理由であると。ILO事務局のテキストはあまりに制約が多いものではないかと。

(*)英語版で not all cooperatives had public policy outcome「協同組合は必ずしも公共政策的効果を有するものではない」、仏語版で les cooperatives n'ont pas toutes des activités relevant de l'action publique「協同組合は必ずしも公共の行為を高める活動をおこなうわけではない」とある。前者の表現は寸足らずで、「協同組合の活動は必ずしも・・・」と読むべきものである。

225. アルゼンチン政府側委員、当該の修正案は幾分か矛盾していると思うと。特殊などんな拳証例も含めないことに賛成すると。使用者側副議長、当該の事案は既にポイント8で扱われているとみなすと。イスラエル政府側委員、“should”なる文言を“could”に置き換え、また、拳証例を削除する派生修正案を提案。ブルキナファソ政府側委員は先の3人の発言者に同意と。拳証例は、いずれにしても、公共政策でカバーされるからだ。スリランカ政府側委員、当該の事案が既にポイント8で扱われているという点に同意と。それ故にILO事務局のテキストに賛同すると。スペイン政府側委員、“such as employment promotion or the development

of activities benefiting disadvantaged groups or region” 「雇用促進又は社会的に不利な立場にある人々若しくは地域のためになる活動の開発」という文言が引き続く修正案の最初の部分を保存する派生修正案を提案。**労働者側副議長**、この派生修正案を支持し、他方で**使用者側副議長**は不賛成とはしなかった。

226. スペイン政府側委員により派生修正案として提出された修正案が採択される。

D.133

227. **労働者側副議長**、“tax benefits, soft loans, grants, access to public works' programmes and special procurement provisions,” 「税制優遇、低利の借入、補助金、公共事業計画への参入及び特別調達規定」に言及する第3項を付け加える修正案を提案。彼は、直ちに、“soft” 「低利の」(*)なる文言を削除し、“should” なる文言を“would” で置き換える修正案を派生提案した。当該の修正目的は、加盟国により採用されうる可能な措置であることを説明するためである。

(*) 英語版で soft、仏語版で *faible intérêt*。共に同じ義。

228. **使用者側委員**、「手元にはリストがある。漏れているものは何もない」とギルバートとサリバンを言い換えた。彼の印象では、より先で挙証例リストを伴わない合意が為されたはずなのに、ということだ。それ故に彼は当該の修正案に反対をした。**労働者側副議長**、挙証例のリストは使用者側委員に支持された結論案のより先の部分において

既に含まれており、それは加盟国にとって役立つと応酬した。

229. 討議が続き、**コスタリカ、コンゴ、キプロス、イタリアの各政府側委員**は、当該の修正案の支持を表明した。**フランス、ノルウェー、アメリカ合衆国の各政府側委員**は、当該の修正案は不必要であり、かつ、政策環境が変化するならば当該のテキストは筋違いのものとなるのではないかと。**メキシコ政府側委員**、“as far as possible” 「可能な限り」なる文言により言及を限定する派生修正案を提案。**労働者側副議長**、“among others, and in so far as possible” 「就中、かつ、可能な限りでは」と読み替えるために当該の派生修正案の変更を提案。

230. **使用者側副議長**、討論終結の動議を提出。反対なし。**カメルーン政府側委員**、当該動議の提出に先立って会衆に対して発言を求め、派生提案された修正案に対する支持を表明するも、それがポイント 14 において考慮に入れられるとの提案をするつもりであったと指摘。

231. **使用者側委員**、混乱を残念に思うと。彼が思い浮かべたことは、ILO 事務局により提案されたテキストを残さなかったということに起因するのだと。彼は、委員会をして、結論案は協同組合の促進に関わるものであることに留意するよう声を荒げた。協同組合の促進に直接に関係することがないあまりに多くの言及が掲げられるならば、各国政府が仲たがいさせられ得るリスクが生起すると。彼は、それ故に修正案に反対であると。

232. **労働者側副議長**

表決がなされることを遺憾とすると。彼は、委員会をして、前文並びにポイント7及び8は「リスト」形態の好個の例を掲げている。これらの拳証例は有用であって、過度に規範的(*)であるということはないと。それらは、やはり、国が異なれば事情が異なるということを考慮に入れていると。中小企業における仕事起こし勧告(第189号、1998年)は一連のリストを含んでいるし、その一つは23拳証例を掲げていると。今話題となっている修正案はほんのわずかな拳証例を掲げているにすぎず、結論案に実用性をプラスするものである。更に、当該テキストは柔軟であり、委員会をして、発展させられる本文は勧告であることを想起せしめた。

(*) 英語版で prescriptive、仏語版で normatifs。共に同じ義。

233. 拳手による表決が行なわれ、派生提案された修正案が6,608票の賛成、56票の反対で採択された。

234. 新しいパラグラフを導入するとするカナダ及び英国の政府側委員により提出された修正案は、取り下げられた。

D.97

235. もともと**インド政府側委員**により提出されたものであるが、協同組合における女性の参加への言及を掲げる項を導入する修正案が**コスタリカ政府側委員**による支持を受けて**スウェーデン政府側委員**より提案される。スウェーデン政府側委員は、当該の言及は反差別に関する先の言及においてすでに含意されていると指摘。この事案は重要な論点であり、特に途上国においてそうであると。

それ故に、このポイントにおいて強調されるに値すると。

236. 使用者側及び労働者側の副議長、双方ともに当該修正案を支持し、その後に採択される。

237. **ポイント13**は、修正案が採択される。

(【結論案・乙】では、この箇所「協同組合促進のための政策の実施」というタイトル置かれている)

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント13.は【結論案・甲】ポイント15と比較対照すべきもの)

13.(1)加盟国は、ポイント6で掲げられた協同組合の価値及び原則に導かれて協同組合に関する一定の法律を採択することとし、かつ、必要があるときはかかる法律を改正することとする。

(2)加盟国は、協同組合に関する法律の策定及び改正において関係する使用者及び労働者の団体は当然のこととして協同組合組織と協議することとする。

(つづく)